

# 一般社団法人千葉県社会福祉士会倫理委員会委員選考規程

規程第29号  
平成31年1月20日制定

## (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）倫理委員会規則第3条に基づき、倫理委員会委員（以下「本委員」という。）の選考に関して定めることを目的とする。

## (選考委員会)

**第2条** 本会理事会のもとに、本委員の選考に関する委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員にはあらかじめ理事会において指名された理事2名及び事務局長をもってあて、本会会長が委嘱する。
- 3 選考委員の任期は、当該年度の本委員選考が終了するまでとする。
- 4 選考委員は、本委員に選考されることはない。

## (選考方法)

**第3条** 本会倫理委員会規則第3条第1項第1号の3名については、選考委員会が本委員候補者を推薦する。同項第2号の4名については、選考委員会がそれぞれの所属団体の推薦を得た者を本委員候補者として推薦する。

- 2 選考委員会は、本委員候補者案を理事会に提案する。
- 3 理事会は、本委員候補者を決定し、総会の承認を得る。

## (補欠委員の選出)

**第4条** 補欠の本委員の選考は理事会が行う。

## (規程の改廃)

**第5条** この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

## 付則

- 1 この規則は、平成31年1月20日より施行する。